

豪州高配当株ツイン ファンド（毎月分配型）

追加型投信 / 海外 / 資産複合

投資信託説明書 （請求目論見書）

2025.4.25

T & Dアセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者から請求があった場合に交付を行う請求目論見書です。

この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「豪州高配当株ツイン ファンド（毎月分配型）」（以下「ファンド」ということがあります。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月24日に関東財務局長に提出しており、2025年4月25日にその効力が生じております。

発行者名	: T & Dアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 田中 義久
本店の所在の場所	: 東京都港区芝五丁目36番7号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

投資信託説明書（請求目論見書） 目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第二部 フ ァ ン ド 情 報	3
第1 フ ァ ン ド の 状 況	3
第2 管 理 及 び 運 営	33
第3 フ ァ ン ド の 経 理 状 況	39
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	56
第三部 委 託 会 社 等 の 情 報	57
第1 委 託 会 社 等 の 概 況	57
約 款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

豪州高配当株ツイン ファンド（毎月分配型）
（以下「ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）または下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasstet.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

4.4% (税抜4.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。
申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年4月25日から2025年10月24日まで
なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所 (販売会社) につきましては、前述「 (4) 発行 (売出) 価格」の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金 (発行価格に申込口数に乗じて得た金額に申込手数料 (税込) を加算した金額をいいます。) をお申込の販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権にかかる各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に振り込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所 (販売会社) と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「 (4) 発行 (売出) 価格」の照会先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「 (11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「 (11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券 （資産複合）） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり なし

< 商品分類の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分の定義 >

その他資産（投資信託証券（資産複合））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて複数資産に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

オセアニア

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp）をご参照ください。

ファンドの特色

1. オーストラリアの証券取引所に上場する高配当株式等* (以下「豪州高配当株」といいます。)を実質的な主要投資対象とし、相対的に高いインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目指します。
*株式および投資信託証券(不動産投資信託(リート)を含みます。)をいいます。
2. 「株式オプションα戦略」および「通貨オプションα戦略」を実質的に活用し、更なる収益の獲得を目指します。

豪州高配当株オプションα戦略の運用イメージ

ファンドでは、豪州高配当株への投資に、「株式オプションα戦略」および「通貨オプションα戦略」を加えた、2つのカバードコール戦略を構築します。上記を組み合わせた戦略を、豪州高配当株オプションα戦略と呼びます。



上記は「豪州高配当株オプションα戦略」の概略を簡易的に示したイメージです。

【一般的なカバードコール戦略とは】

- カバードコール戦略とは、ある特定の資産(株式等)への投資に加え、当該資産等を対象とするコールオプションを売る戦略です。
- この戦略により、当該資産の値上がり益や配当収益とともに、オプションのプレミアム収入の獲得が期待されます。
- ただし、オプション取引の満期時(権利行使日)における当該資産の価格水準によっては、一定以上の値上がり益(権利行使価格を超えて値上りした分)を放棄することがあります。

【一般的なコールオプションとは】

- コールオプションとは、ある特定の資産(株式等)を将来の特定期日(満期日等)に、あらかじめ定められた価格(=権利行使価格)で買う権利のことです。
- この権利を売却する対価として、売り手はオプションのプレミアム収入を獲得できますが、同時に満期日等において権利行使に応じる義務を負います。
- 対象資産の価格水準や価格の変動率が上昇すること等が、コールオプションの市場価格の上昇要因となります。
- 満期日等に対象資産の市場価格が権利行使価格を上回っていた場合、コールオプションの買い手が権利を行使することで、売り手にとっては損失を被る要因となります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

1. 豪州高配当株への投資

 <p>豪州高配当株</p>	<p>豪州高配当株を実質的な主要投資対象とします。 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。 「株式オプションα戦略」により、オプション取引の満期時（権利行使日）における当該資産の価格水準によっては、一定以上の値上がり益（権利行使価格を超えて値上がりした分）を享受できない場合があります。</p>
 <p>豪ドル(対円)の 為替変動</p>	<p>実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。 円安・豪ドル高の場合は為替差益を得ることができ、円高・豪ドル安の場合は為替差損が発生します。 「通貨オプションα戦略」により、オプション取引の満期時（権利行使日）における当該資産の価格水準によっては、一定以上の値上がり益（権利行使価格を超えて値上がりした分）を享受できない場合があります。</p>

豪州高配当株の運用は、フランクリン・テンプレトン・グループのフランクリン・テンプレトン・オーストラリア・リミテッドが行います。

フランクリン・テンプレトン・グループ

米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く独立系の資産運用会社グループです。世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しております。

フランクリン・テンプレトン・オーストラリア・リミテッド

フランクリン・テンプレトン・グループの資産運用会社で、長きにわたるオーストラリア株式運用の実績を有しています。
(フランクリン・テンプレトン・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。)

2. オプションα戦略の活用

 <p>株式オプションα 戦略</p>	<p>「株式オプションα戦略」とは、主に豪州株式市場全体（株価指数等）*にかかるコールオプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す戦略をいいます。 *以下「株価指数」ということがあります。 市場環境によっては、株価指数にかかるコールオプションのほか、豪州株保有銘柄にかかるコールオプションの売却等を行う場合があります。</p>
 <p>通貨オプションα 戦略</p>	<p>「通貨オプションα戦略」とは、円に対する豪ドルのコールオプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す戦略をいいます。</p>

- 原則として保有する豪ドル建資産の評価額程度のコールオプションの売却を行います。
- 各コールオプションの満期時においては、目標とするオプションのプレミアム収入が獲得できるような権利行使価格で各オプションα戦略を再構築することを基本とします。
- 原則として権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。
- ◆ 株価指数や豪ドル(対円)の上昇/下落にかかわらずコールオプションの売却によるオプションのプレミアム収入を獲得する一方、株価指数や豪ドル(対円)が権利行使価格を超えて上昇した場合には、権利行使に伴う支払いが発生します。
- ◆ ファンドは、外国投資信託を通じて「株式オプションα戦略」および「通貨オプションα戦略」を活用します。
外国投資信託では直接オプション取引は行わず、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店*を相手方とするスワップ取引を活用して、主に株価指数または豪ドル(対円)のコールオプションを売却した場合の損益に連動する投資成果の享受を目指します。
*ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイスの銀行であるユービーエス・エイ・ジーの支店です。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門（グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク）およびグループ・ファンクションを有し、事業を行っています。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。

各オプションα戦略の運用は、UBS マネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。

UBSグループ

UBSは真にグローバルなウェルス・マネジメントのリーダーであり、スイス国内有数のユニバーサル・バンクです。アセット・マネージャーとして多岐な運用ソリューションを提供し、また、専門的な証券事業を営んでいます。クレディ・スイス買収を経て、2024年第3四半期現在の投資預かり資産は6.2兆ドルに上ります。UBSは、お客様に個別に提供される投資アドバイスやソリューション、投資商品を通じて、お客様が投資目標を達成するためのサポートをしています。スイスのチューリッヒに本拠を置くUBSは、世界の主要金融センターを含む50以上の市場で事業を展開しています。UBSグループAGの株式はスイスおよびニューヨークの各証券取引所に上場されています。

UBS マネジメント(ケイマン)リミテッド

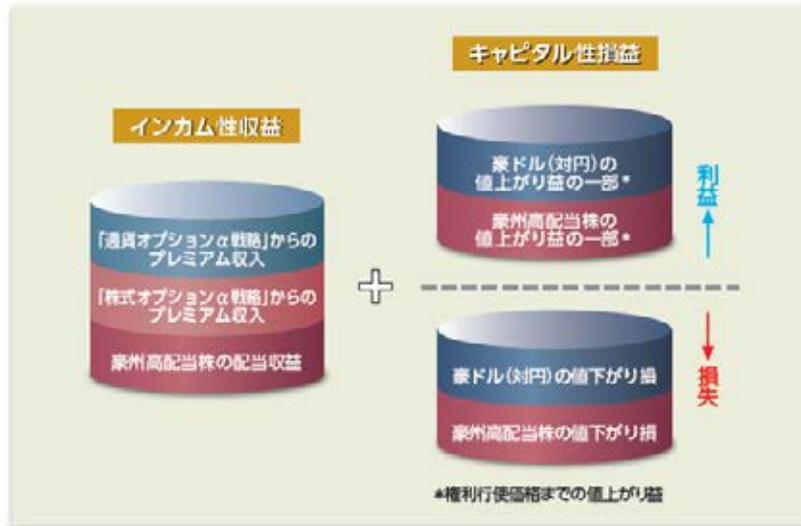
UBS マネジメント(ケイマン)リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループであるUBSグループの一員で、2000年1月4日にケイマン諸島会社法に基づきケイマン諸島に設立されました。ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し等を行います。

(2024年12月末時点)

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

「豪州高配当株オプションα戦略」の損益イメージ

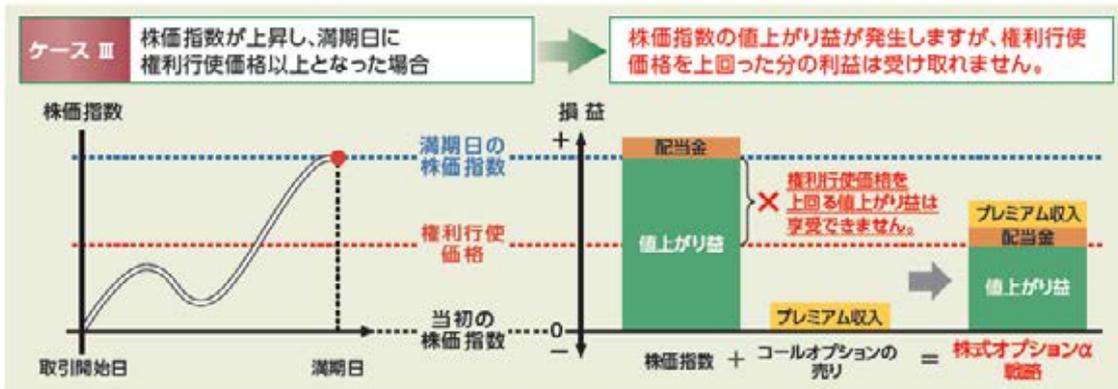
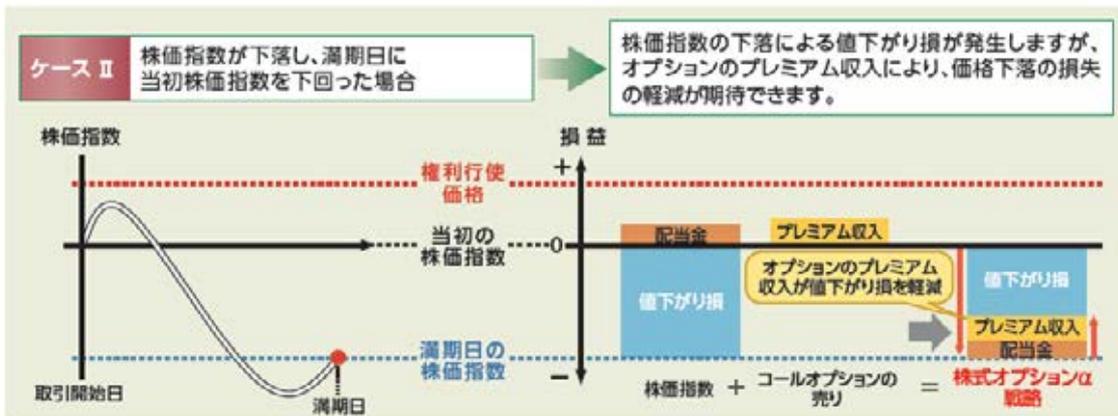
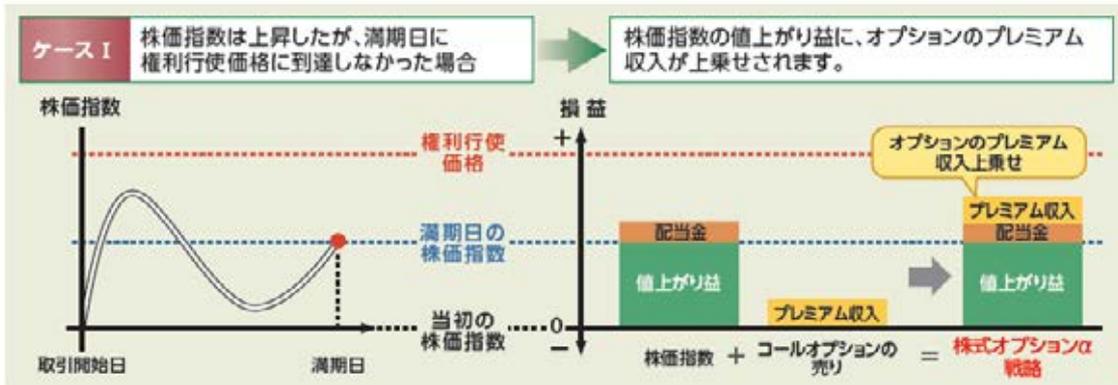
- ◆豪州高配当株への投資に、「株式オプションα戦略」および「通貨オプションα戦略」を加えることで、相対的に高い配当利回りの獲得と、中長期的な信託財産の成長およびオプションのプレミアム収入の獲得を目指します。豪州高配当株と豪ドル(対円)の値上がり益の一部または値下がり損の影響を直接受けることがあります。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

豪州高配当株+「株式オプションα戦略」の効果(損益)のイメージ

◆「株式オプションα戦略」では、主に豪州株式市場全体(株価指数等)にかかるコールオプションを売却することを基本としますが、当該戦略の損益についてよりイメージしていただきやすくするため、**当該戦略で用いる株価指数が、外国投資信託における豪州高配当株のポートフォリオと同一の値動きをすると仮定してイメージ図を作成しています。実際のファンドの値動きを示唆・保証するものではありませんのでご注意ください。**

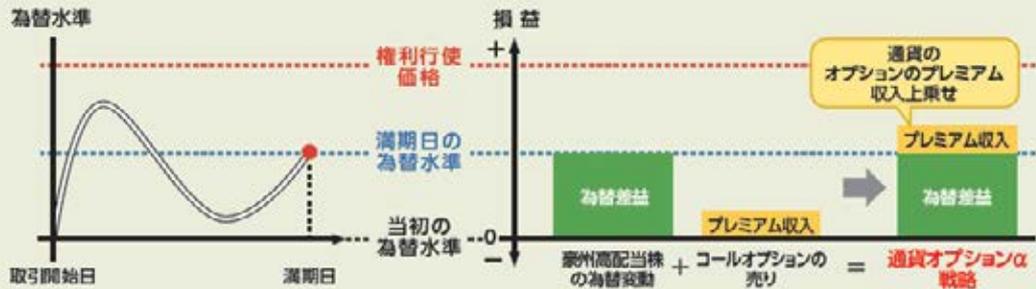


上図は「株式オプションα戦略」の損益イメージを表したものであり、ファンドの損益を示したものではありません。記載の内容は将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

豪ドル(対円)の為替変動+「通貨オプションα戦略」の効果(損益)のイメージ

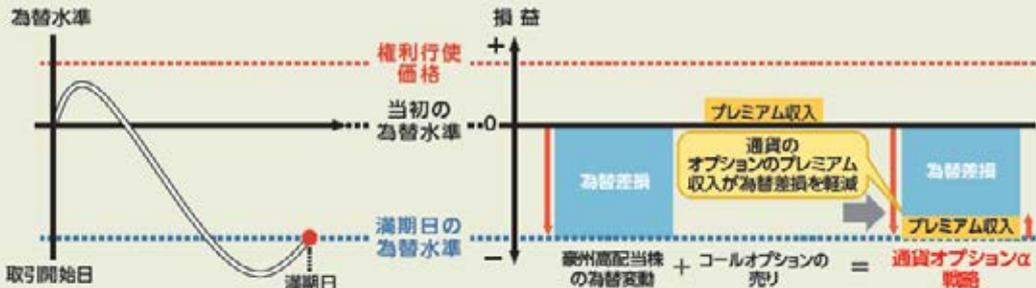
ケースⅠ 豪ドル(対円)は上昇したが、満期日に権利行使価格に到達しなかった場合

豪ドル(対円)の為替差益に、オプションのプレミアム収入が上乗せされます。



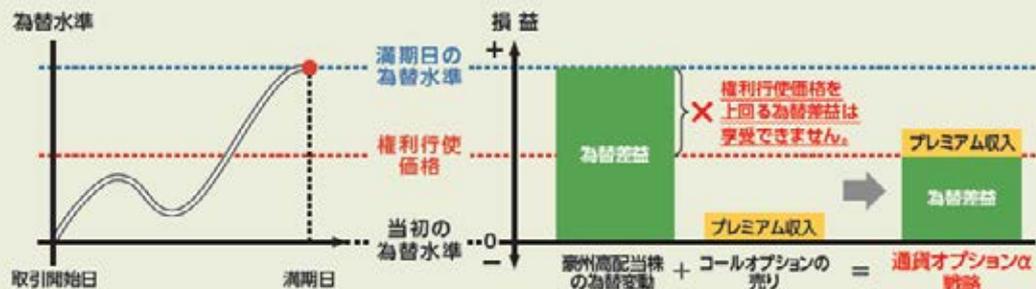
ケースⅡ 豪ドル(対円)が下落し、満期日に当初の為替水準を下回った場合

豪ドル(対円)の下落による為替差損が発生しますが、オプションのプレミアム収入により為替差損の軽減が期待できます。



ケースⅢ 豪ドル(対円)が上昇し、満期日に権利行使価格以上となった場合

豪ドル(対円)の為替差益が発生しますが、権利行使価格を上回った分の利益は受け取れません。



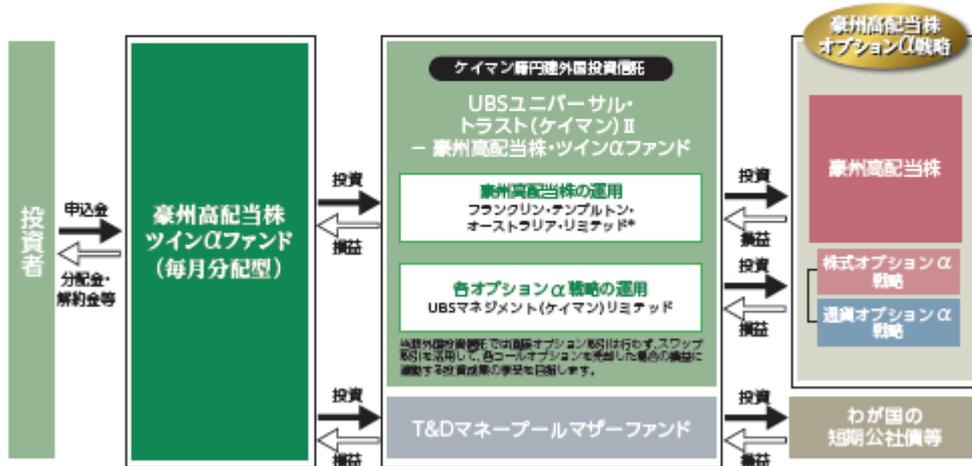
上図は「通貨オプションα戦略」の損益イメージを表したものであり、ファンドの損益を示したものではありません。
記載の内容は将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

◆ ファンドの仕組み

ファンドは、以下の投資信託に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

主として円建の外国投資信託証券であるUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ-豪州高配当株・ツインαファンドへの投資を通じて、豪州の証券取引所に上場している株式および投資信託証券(不動産投資信託を含む。)に投資を行います。

また、国内の証券投資信託であるT&Dマネープールマザーファンド受益証券への投資も行います。



*フランクリン・テンプレトン・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。

◆ 分配方針

毎決算時(毎月25日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。

ただし、必ず分配を行うものではありません。

- 分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として、インカム収益を中心に分配を行うことを目指します。
ただし、基準価額水準等によっては、売買益(評価益を含みます。)が中心となる場合があります。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

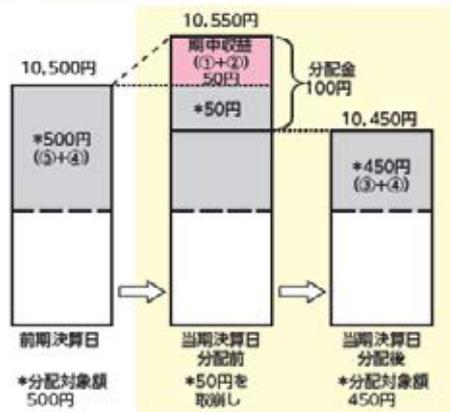
投資信託で分配金が支払われるイメージ



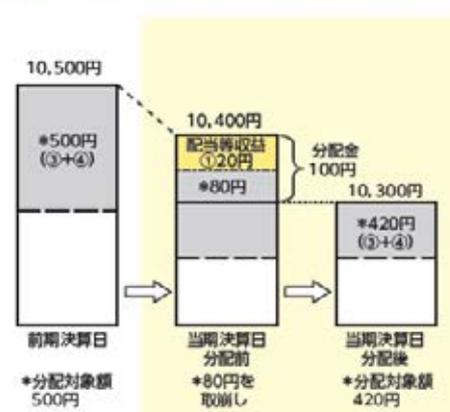
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

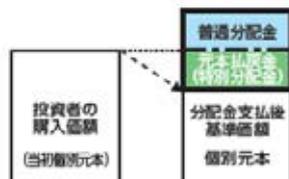


※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

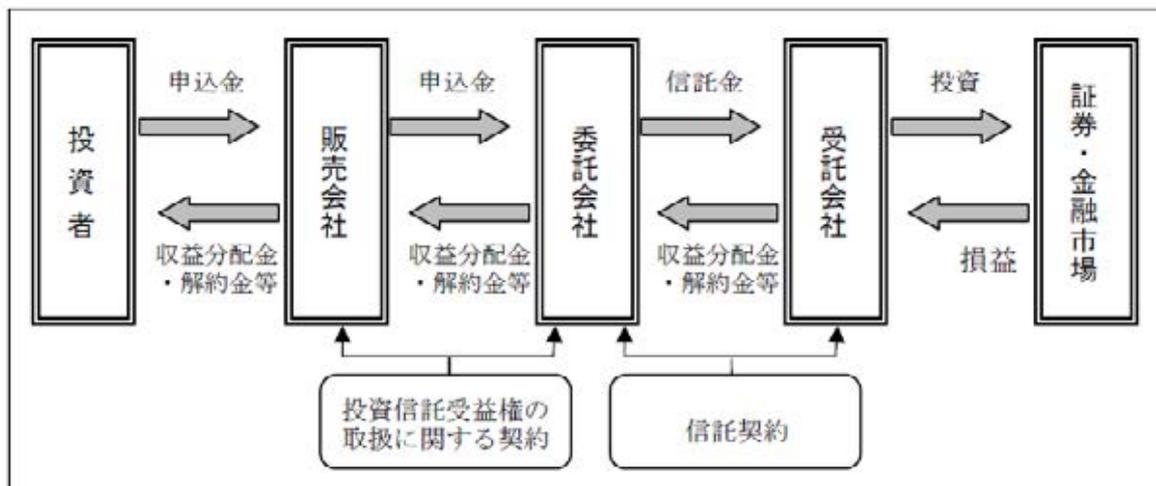
信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2012年8月31日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンド・オブ・ファンズについて

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。詳しくは、前述「(1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色 ファンドの仕組み」をご参照ください。

委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

(委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算(毎日の基準価額の計算)
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金(解約)申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a. 資本金

2025年2月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日 投資顧問業者の登録
2002年 6月11日 投資一任契約にかかる業務の認可
2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2025年2月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<基本方針>

この信託は、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

<投資対象>

外国投資信託証券である UBS ユニバーサル・トラスト（ケイマン） 豪州高配当株・ツイン ファンドおよび国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

<投資態度>

外国投資信託証券を通じて、実質的に豪州の証券取引所に上場している株式および投資信託証券（不動産投資信託を含む。）へ主に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、株式オプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。

外国投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 【投資対象】

以下の2つの投資信託受益証券を主要投資対象とします。

ケイマン籍 外国投資信託

・UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - 豪州高配当株・ツイン ファンド

親投資信託

・T&Dマネープールマザーファンド

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)

- (1) 有価証券
- (2) 金銭債権
- (3) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、外国投資信託およびマザーファンドならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- (2) コマーシャル・ペーパー
- (3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)および(2)の証券または証書の性質を有するもの

なお、(1)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形

(参考)

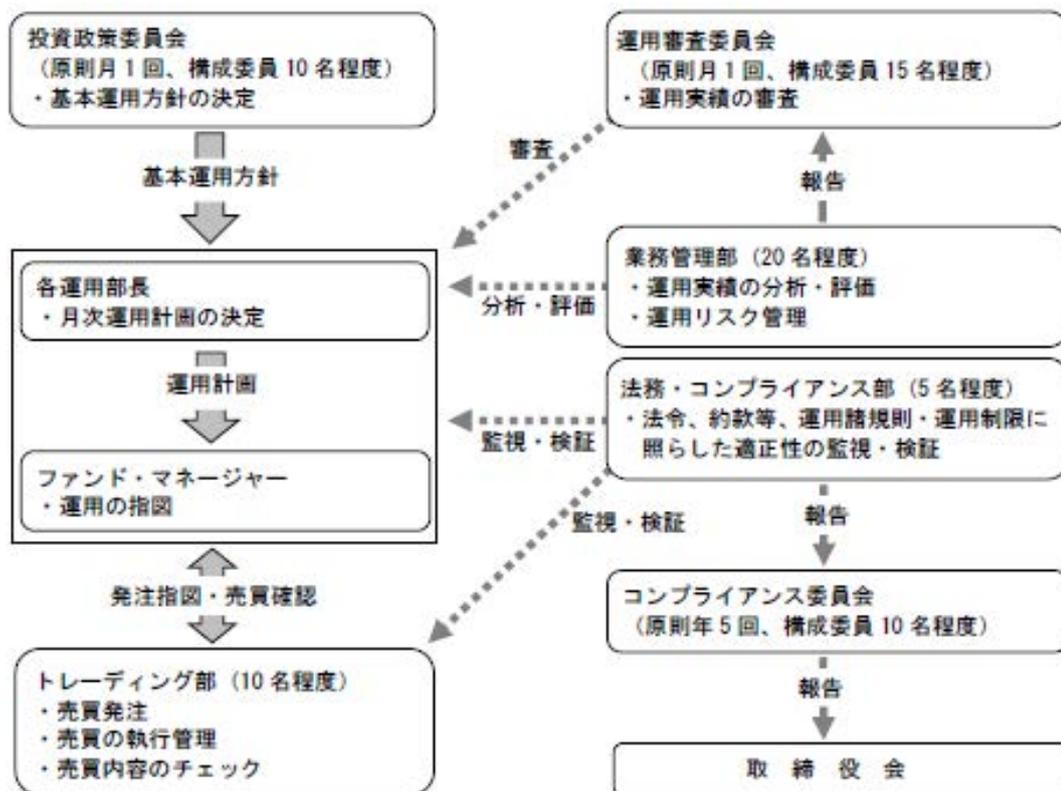
投資する投資信託証券の概要

ファンド名	UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ - 豪州高配当株・ツインαファンド 英名: UBS Universal Trust (Cayman) II-Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund
分類	ケイマン籍/外国投資信託/円建
設定日	2012年9月3日
運用の基本方針 主な投資対象	主としてオーストラリアの証券取引所に上場している株式および投資信託証券(不動産投資信託(リート)を含みます。)に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 また、スワップ取引を通じて、実質的に豪州株式市場全体(株価指数等)のオプション取引(コールオプションの売却)および通貨のオプション取引の損益に連動する投資成果の享受を目指します。
投資態度	〔高配当株投資〕 ・主としてオーストラリアの証券取引所に上場している株式および投資信託証券(不動産投資信託(リート)を含みます。)に投資を行います。 ・主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 〔株式オプションα戦略・通貨オプションα戦略〕 ・スワップ取引を通じて、実質的に豪州株価指数等*を対象としたオプション取引の損益に連動する投資成果の享受を目指します。 *市場環境によっては、豪州株保有銘柄を対象とする場合があります。 ・スワップ取引を通じて、実質的に豪ドル(対円)を対象としたオプション取引の損益に連動する投資成果の享受を目指します。 ・原則として概ね保有する豪ドル建資産の評価額程度のコールオプションの売却を行います。 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
主な投資制限	①転換社債、ワラントへの投資は行いません。 ②同一発行体への投資割合は、原則として、純資産総額の10%以下とします。 ③同一業種への投資割合は、原則として、純資産総額の35%以下とします。
分配方針	原則として、毎月分配を行います。
決算日	1月末日
信託報酬等	純資産総額の年0.5%程度 その他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買手数料、信託事務の処理に関する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、外国投資信託の設立に係る費用等を負担します。
投資顧問会社	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド [各オプションα戦略の運用]
副投資顧問会社	フランクリン・テンプレトン・オーストラリア・リミテッド [豪州高配当株の運用] (フランクリン・テンプレトン・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。)
ファンド名	T&Dマネープールマザーファンド
分類	税投資信託
設定日	2005年2月28日
運用基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬等	信託報酬、申込手数料、信託財産留保額はありませぬ。
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

各概要は2024年12月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。
また、投資する投資信託証券のファンド名および投資顧問会社の名称は届出日現在です。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2025年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年12回、毎決算時（原則として毎月25日。ただし該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定するものとします。

原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては売買益が中心となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。

収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当（換金に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 換金に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

価格変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

リートの価格は、当該リートの組入不動産等の価値や賃料、不動産市況の変動、リートに関する法制度の変更等様々な市場・経済の状況等を反映して変動します。リートの市場価格が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

オプション 戦略に伴うリスク

外国投資信託は、オプション 戦略により、スワップ取引を通じて実質的に株価指数および豪ドル（対円）のコールオプションの売却を行います。売却後に株価や為替レートの水準、株価や為替レートの変動率が上昇した場合等には当該コールオプションの価値の上昇により損失を被る可能性があります。基準価額が値下がりする要因となります。

オプション 戦略では、株価指数や豪ドル（対円）がコールオプションの権利行使価格を超えて上昇した場合には、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、各オプション 戦略を行わずに豪州高配当株に投資した場合に比べ、投資成果が劣る可能性があります。

オプションのプレミアム収入の水準は、コールオプションの売却を行う時点の株価や為替レートの水準、株価や為替レートの変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、市場での需給関係等複数の要因により決まりますので、当初想定したオプションのプレミアム収入の水準が確保できない可能性があります。

オプション 戦略において、特定の権利行使期間で株価や為替レートが下落した場合、オプション 戦略を再構築した場合の株式、通貨の値上がり益は、再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後に当初の水準まで株価や為替レートが回復しても、基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

ファンドは外国投資信託を通じて豪州高配当株に投資を行います。株式オプション 戦略では、主に豪州株式市場全体（株価指数等）に係るコールオプションの売却を行います。このため、豪州高配当株と当該株価指数等が異なる値動きをした場合は、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご注意ください。

スワップ取引に伴うリスク

外国投資信託におけるスワップ取引は、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により、契約が不履行になり、損失を被る可能性があります。また、投資対象の外国投資信託は、スワップ取引の相手方が実際に取引するオプション取引については、何らの権利も有しておりません。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(3) リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

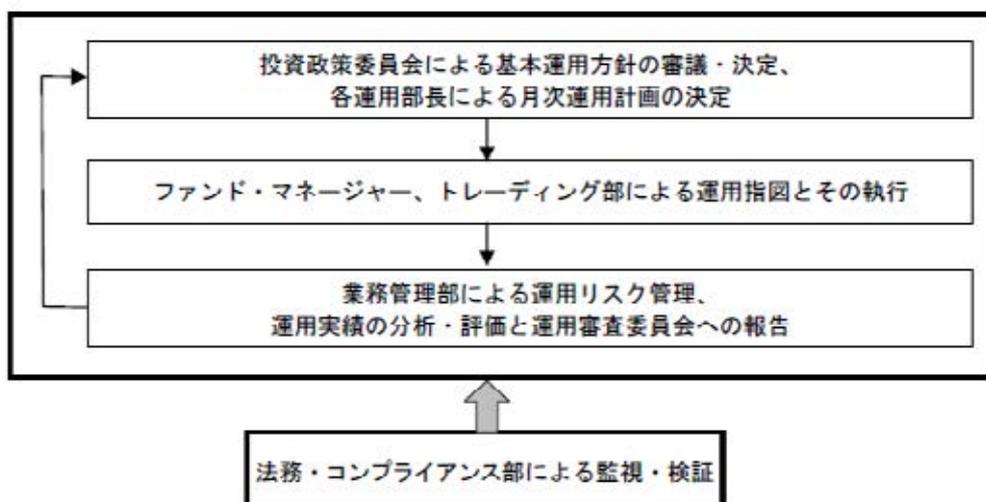
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

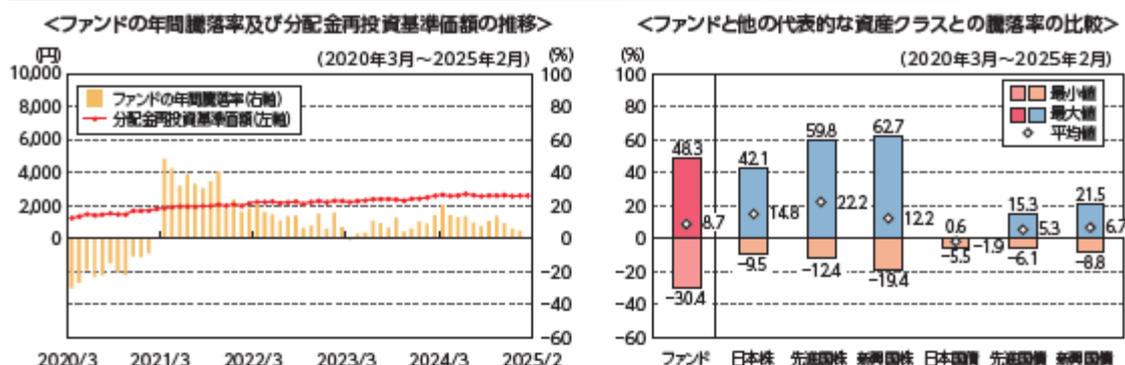
委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっております。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2025年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※左のグラフの分配金再投資基準価額は、2020年3月末の基準価額を起点として指数化したものです。

※右のグラフは、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記の騰落率は2025年2月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・ 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・ MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・ NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・ FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、株式会社JPX総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、説明または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

4.4%（税抜4.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額*としてご負担いただきます。

*「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.463%（税抜1.33%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率] (年率・税抜)

純資産総額	支払先		
	委託会社	販売会社	受託会社
30億円以下の部分	0.50%	0.80%	0.03%
30億円超60億円以下の部分	0.40%	0.90%	
60億円超100億円以下の部分	0.325%	0.975%	
100億円超500億円以下の部分	0.275%	1.025%	
500億円超の部分	0.25%	1.05%	

上記の信託報酬の総額は日々費用計上し、ファンドの基準価額に反映され、ファンドから支払われます。

[信託報酬等の対価の内容]

委託会社：委託した資金の運用等の対価

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

その他、投資対象とする外国投資信託の信託報酬等として、当該ファンドの純資産総額の年0.5%程度を信託財産中から支弁します。したがって、ファンドの実質的な信託報酬等は、信託財産の純資産総額の年1.963%（税抜1.83%）程度となります。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ

ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合は販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いについては、2025年2月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜参考情報＞ ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
2.57%	1.46%	1.11%

※対象期間は2024年7月26日～2025年1月27日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用の比率には、投資先ファンドにかかる費用が含まれます。

投資先ファンドとは、ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを除く)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年2月28日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,909	98.47
親投資信託受益証券	日本	23	0.58
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	37	0.95
合計(純資産総額)	-	3,969	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(2025年2月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1 ケイマン諸島	投資信託受益証券	UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) 豪州高配当株・ツインファンド	4,991,247.87	783.21 3,909,195,244	783.08 3,908,546,382	98.47
2 日本	親投資信託受益証券	T&Dマネープールマザーファンド	22,818,631	1.0142 23,142,655	1.0142 23,142,655	0.58

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2025年2月28日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.47
親投資信託受益証券	0.58
合計	99.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2025年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第6期 特定期間 (2015年7月27日現在)	27,815	32,508	0.6126	0.7146
第7期 特定期間 (2016年1月25日現在)	22,082	26,074	0.5001	0.5881
第8期 特定期間 (2016年7月25日現在)	18,532	21,032	0.4626	0.5226
第9期 特定期間 (2017年1月25日現在)	16,270	18,632	0.4117	0.4717
第10期 特定期間 (2017年7月25日現在)	13,609	15,293	0.3879	0.4329
第11期 特定期間 (2018年1月25日現在)	10,723	12,081	0.3482	0.3902
第12期 特定期間 (2018年7月25日現在)	8,146	9,388	0.2843	0.3263
第13期 特定期間 (2019年1月25日現在)	6,228	7,178	0.2326	0.2666
第14期 特定期間 (2019年7月25日現在)	5,765	6,569	0.2195	0.2495
第15期 特定期間 (2020年1月27日現在)	4,809	5,375	0.2009	0.2234
第16期 特定期間 (2020年7月27日現在)	3,228	3,727	0.1320	0.1530
第17期 特定期間 (2021年1月25日現在)	2,998	3,391	0.1366	0.1536
第18期 特定期間 (2021年7月26日現在)	2,787	3,104	0.1360	0.1510
第19期 特定期間 (2022年1月25日現在)	2,444	2,736	0.1284	0.1434
第20期 特定期間 (2022年7月25日現在)	3,213	3,546	0.1245	0.1395
第21期 特定期間 (2023年1月25日現在)	3,958	4,403	0.1144	0.1289
第22期 特定期間 (2023年7月25日現在)	4,492	4,935	0.1089	0.1209

第 23 期 特定期間 (2024 年 1 月 25 日現在)	5,445	6,041	0.0994	0.1114
第 24 期 特定期間 (2024 年 7 月 25 日現在)	5,809	6,515	0.0928	0.1048
第 25 期 特定期間 (2025 年 1 月 27 日現在)	4,190	4,755	0.0832	0.0932
2024 年 2 月末日	5,438	-	0.1019	-
2024 年 3 月末日	5,618	-	0.1027	-
2024 年 4 月末日	5,753	-	0.0979	-
2024 年 5 月末日	5,745	-	0.0969	-
2024 年 6 月末日	5,909	-	0.0982	-
2024 年 7 月末日	5,295	-	0.0931	-
2024 年 8 月末日	5,104	-	0.0894	-
2024 年 9 月末日	5,286	-	0.0888	-
2024 年 10 月末日	5,063	-	0.0872	-
2024 年 11 月末日	4,655	-	0.0864	-
2024 年 12 月末日	4,324	-	0.0830	-
2025 年 1 月末日	4,101	-	0.0828	-
2025 年 2 月末日	3,969	-	0.0812	-

(注) 分配金の額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

	1 口当たりの分配金 (円)
第 6 期 特定期間 (2015 年 1 月 27 日 ~ 2015 年 7 月 27 日)	0.1020
第 7 期 特定期間 (2015 年 7 月 28 日 ~ 2016 年 1 月 25 日)	0.0880
第 8 期 特定期間 (2016 年 1 月 26 日 ~ 2016 年 7 月 25 日)	0.0600
第 9 期 特定期間 (2016 年 7 月 26 日 ~ 2017 年 1 月 25 日)	0.0600
第 10 期 特定期間 (2017 年 1 月 26 日 ~ 2017 年 7 月 25 日)	0.0450
第 11 期 特定期間 (2017 年 7 月 26 日 ~ 2018 年 1 月 25 日)	0.0420
第 12 期 特定期間 (2018 年 1 月 26 日 ~ 2018 年 7 月 25 日)	0.0420
第 13 期 特定期間 (2018 年 7 月 26 日 ~ 2019 年 1 月 25 日)	0.0340
第 14 期 特定期間 (2019 年 1 月 26 日 ~ 2019 年 7 月 25 日)	0.0300
第 15 期 特定期間 (2019 年 7 月 26 日 ~ 2020 年 1 月 27 日)	0.0225
第 16 期 特定期間 (2020 年 1 月 28 日 ~ 2020 年 7 月 27 日)	0.0210
第 17 期 特定期間 (2020 年 7 月 28 日 ~ 2021 年 1 月 25 日)	0.0170
第 18 期 特定期間 (2021 年 1 月 26 日 ~ 2021 年 7 月 26 日)	0.0150
第 19 期 特定期間 (2021 年 7 月 27 日 ~ 2022 年 1 月 25 日)	0.0150
第 20 期 特定期間 (2022 年 1 月 26 日 ~ 2022 年 7 月 25 日)	0.0150
第 21 期 特定期間 (2022 年 7 月 26 日 ~ 2023 年 1 月 25 日)	0.0145
第 22 期 特定期間 (2023 年 1 月 26 日 ~ 2023 年 7 月 25 日)	0.0120
第 23 期 特定期間 (2023 年 7 月 26 日 ~ 2024 年 1 月 25 日)	0.0120
第 24 期 特定期間 (2024 年 1 月 26 日 ~ 2024 年 7 月 25 日)	0.0120
第 25 期 特定期間 (2024 年 7 月 26 日 ~ 2025 年 1 月 27 日)	0.0100

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第6期 特定期間 (2015年1月27日 ~ 2015年7月27日)	3.03
第7期 特定期間 (2015年7月28日 ~ 2016年1月25日)	4.00
第8期 特定期間 (2016年1月26日 ~ 2016年7月25日)	4.50
第9期 特定期間 (2016年7月26日 ~ 2017年1月25日)	1.97
第10期 特定期間 (2017年1月26日 ~ 2017年7月25日)	5.15
第11期 特定期間 (2017年7月26日 ~ 2018年1月25日)	0.59
第12期 特定期間 (2018年1月26日 ~ 2018年7月25日)	6.29
第13期 特定期間 (2018年7月26日 ~ 2019年1月25日)	6.23
第14期 特定期間 (2019年1月26日 ~ 2019年7月25日)	7.27
第15期 特定期間 (2019年7月26日 ~ 2020年1月27日)	1.78
第16期 特定期間 (2020年1月28日 ~ 2020年7月27日)	23.84
第17期 特定期間 (2020年7月28日 ~ 2021年1月25日)	16.36
第18期 特定期間 (2021年1月26日 ~ 2021年7月26日)	10.54
第19期 特定期間 (2021年7月27日 ~ 2022年1月25日)	5.44
第20期 特定期間 (2022年1月26日 ~ 2022年7月25日)	8.64
第21期 特定期間 (2022年7月26日 ~ 2023年1月25日)	3.53
第22期 特定期間 (2023年1月26日 ~ 2023年7月25日)	5.68
第23期 特定期間 (2023年7月26日 ~ 2024年1月25日)	2.30
第24期 特定期間 (2024年1月26日 ~ 2024年7月25日)	5.43
第25期 特定期間 (2024年7月26日 ~ 2025年1月27日)	0.43

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6期 特定期間 (2015年1月27日 ~ 2015年7月27日)	7,477,994,685	7,789,630,129
第7期 特定期間 (2015年7月28日 ~ 2016年1月25日)	7,360,853,433	8,611,308,724
第8期 特定期間 (2016年1月26日 ~ 2016年7月25日)	1,796,141,933	5,889,657,494
第9期 特定期間 (2016年7月26日 ~ 2017年1月25日)	3,776,004,488	4,322,638,651
第10期 特定期間 (2017年1月26日 ~ 2017年7月25日)	3,886,467,284	8,316,894,793
第11期 特定期間 (2017年7月26日 ~ 2018年1月25日)	1,832,396,812	6,123,423,156
第12期 特定期間 (2018年1月26日 ~ 2018年7月25日)	1,334,304,682	3,479,204,639
第13期 特定期間 (2018年7月26日 ~ 2019年1月25日)	2,081,460,300	3,953,266,081
第14期 特定期間 (2019年1月26日 ~ 2019年7月25日)	2,895,967,123	3,410,527,365
第15期 特定期間 (2019年7月26日 ~ 2020年1月27日)	2,380,995,744	4,713,090,877
第16期 特定期間 (2020年1月28日 ~ 2020年7月27日)	2,869,196,391	2,341,850,718
第17期 特定期間 (2020年7月28日 ~ 2021年1月25日)	1,903,728,926	4,409,575,417
第18期 特定期間 (2021年1月26日 ~ 2021年7月26日)	2,059,437,345	3,530,360,626
第19期 特定期間 (2021年7月27日 ~ 2022年1月25日)	1,604,406,659	3,057,704,811
第20期 特定期間 (2022年1月26日 ~ 2022年7月25日)	16,738,149,434	9,964,646,303
第21期 特定期間 (2022年7月26日 ~ 2023年1月25日)	31,555,769,044	22,765,171,922
第22期 特定期間 (2023年1月26日 ~ 2023年7月25日)	35,074,131,897	28,427,404,580
第23期 特定期間 (2023年7月26日 ~ 2024年1月25日)	43,945,051,864	30,394,945,667
第24期 特定期間 (2024年1月26日 ~ 2024年7月25日)	44,310,811,827	36,480,988,061
第25期 特定期間 (2024年7月26日 ~ 2025年1月27日)	24,690,541,583	36,934,625,989

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) T & D マネープールマザーファンドの状況

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	日本	147	61.31
現金・預金・その他の資産 (負債差引後)	日本	94	38.69
合計(純資産総額)	-	241	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(2025年2月28日現在)

	国名	種類	銘柄名	券面総額 (円)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)	クー ポン	償還日
1	日本	国債 証券	第1273回 国庫短期証券	147,500,000	99.98 147,475,913	99.98 147,475,913	61.31	-	2025.03.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2025年2月28日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	61.31
合計	61.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

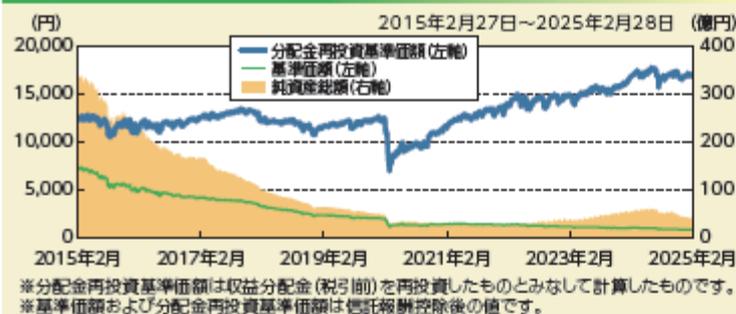
投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移



分配の推移(1万口当たり、税引前)

2025年2月	15円
2025年1月	15円
2024年12月	15円
2024年11月	15円
2024年10月	15円
直近1年間累計	215円
設定来累計	11,405円

主要な資産の状況

●投資比率

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)II-豪州高配当株・ツインαファンド	98.5%
T&Dマネーブルマザーファンド	0.6%
現金・預金等	0.9%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

●UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)II-豪州高配当株・ツインαファンドの運用状況2025年2月末現在(現地基準)

< 組入上位銘柄 >

銘柄名(銘柄数 45)	業種	比率
MEDIBANK PRIVATE LTD	保険	5.5%
TELSTRA GROUP LTD	電気通信サービス	5.0%
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	銀行	4.3%
QBE INSURANCE GROUP LTD	保険	4.2%
SCENTRE GROUP	エクイティ不動産投資信託(REIT)	3.9%
AURIZON HOLDINGS LTD	運輸	3.7%
APA GROUP	公益事業	3.6%
TRANSURBAN GROUP	運輸	3.2%
BHP GROUP LTD	素材	2.9%
ATLAS ARTERIA	運輸	2.7%

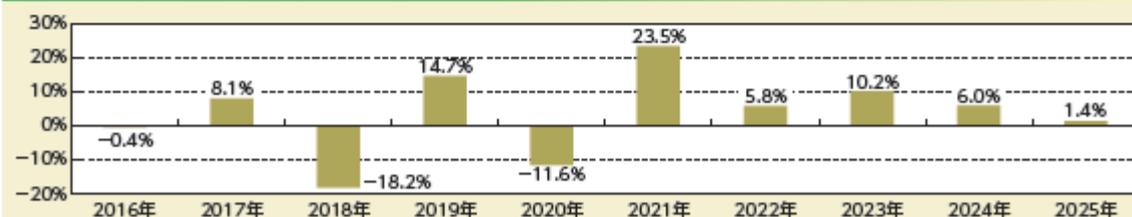
< 組入上位業種 >

業種	比率
保険	12.1%
銀行	10.2%
運輸	9.6%
エクイティ不動産投資信託(REIT)	8.3%
素材	7.9%

※投資対象ファンドの運用状況は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(シンガポール支店)、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店および副投資顧問会社であるフランクリン・テンプレートン・オーストラリア・リミテッドより入手したデータをもとに作成しております。
※フランクリン・テンプレートン・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。
※比率は、投資対象ファンドの純資産総額に対する比率です。
※業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

世界産業分類基準(GICS®)は、S&PとMSCIによって作成され、同二社の独占的財産かつ商標です。MSCI、S&P、およびGICS分類の作成または編集に関与したその他の当事者のいずれも、かかる基準または分類(またはそれを利用することで得られる結果)に関して、いかなる明示的または黙示的な保証または保証も行わず、かかる当事者はすべて、かかる基準または分類に関して、独自性、正確性、完全性、商品性または特定目的への適合性のすべての保証を本書により明示的に否認します。前述の内容に制限を加えることなく、いかなる場合でも、MSCI、S&P、その関連会社またはGICS分類の作成または編集に関わるいかなる第三者も、いかなる直接的、間接的、特別、懲戒的、派生的、またはその他の損害(逸失利益を含む)について、たとえかかる損害の可能性について知らされていたとしても、責任を負いません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2025年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとし、

購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記のいずれかに該当する日には、購入申込を受付けないものとし、申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

< 申込不可日 >

- ・ 申込日または申込日の翌営業日がオーストラリアの証券取引所（半休日を含みます。）、シドニーの銀行およびメルボルンの銀行のいずれかの休業日に該当する日

購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約*」を締結していただきます。

* これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとし、

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申請を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申請を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申請の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申請を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申請を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申請受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額*として控除した価額とします。

*「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

換金申請は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申請の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申請の受付を取消すことができます。なお、換金申請の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金申請を撤回できます。ただし、受益者がその換金申請を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の換金申請を受付けることができる日とします。）に、換金申請を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申請受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申請等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

- ・外国投資信託：原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンド：原則として基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・公社債等：a．日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
b．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
c．価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価をすることができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、2026年4月27日までですが、後述「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託会社は、(1)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (4) (3)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (5) (3)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとし、ます。
- b . 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c . bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f . bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g . aからfの規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改に関する手続き

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用にかかる報告等開示方法

1月および7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成していません。
- 3．当ファンドは、第25期特定期間(2024年7月26日から2025年1月27日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月3日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている豪州高配当株ツインαファンド（毎月分配型）の2024年7月26日から2025年1月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豪州高配当株ツインαファンド（毎月分配型）の2025年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

豪州高配当株ツイン ファンド（毎月分配型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

科 目	期 別	第24期 特定期間 (2024年7月25日現在)	第25期 特定期間 (2025年1月27日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		353,643,233	166,877,879
投資信託受益証券		5,712,943,915	4,062,261,374
親投資信託受益証券		23,124,400	23,135,809
未収入金		-	34,894,752
未収利息		506	2,073
流動資産合計		6,089,712,054	4,287,171,887
資産合計		6,089,712,054	4,287,171,887
負債の部			
流動負債			
未払金		134,000,000	-
未払収益分配金		125,241,627	75,565,094
未払解約金		14,356,164	15,683,416
未払受託者報酬		158,324	126,511
未払委託者報酬		6,860,739	5,482,082
その他未払費用		73,873	59,028
流動負債合計		280,690,727	96,916,131
負債合計		280,690,727	96,916,131
純資産の部			
元本等			
元本		62,620,813,988	50,376,729,582
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		56,811,792,661	46,186,473,826
（分配準備積立金）		-	132,280,679
元本等合計		5,809,021,327	4,190,255,756
純資産合計		5,809,021,327	4,190,255,756
負債純資産合計		6,089,712,054	4,287,171,887

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

科 目	期 別	第24期 特定期間 (自 2024年1月26日 至 2024年7月25日)	第25期 特定期間 (自 2024年7月26日 至 2025年1月27日)
		金額	金額
営業収益			
受取配当金		673,525,983	728,553,521
受取利息		46,219	191,166
有価証券売買等損益		367,423,620	700,445,164
営業収益合計		306,148,582	28,299,523
営業費用			
支払利息		12,080	-
受託者報酬		923,306	817,789
委託者報酬		40,010,011	35,437,412
その他費用		430,813	381,572
営業費用合計		41,376,210	36,636,773
営業利益		264,772,372	8,337,250
経常利益		264,772,372	8,337,250
当期純利益		264,772,372	8,337,250
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		3,644,075	40,215,538
期首剰余金又は期首欠損金 ()		49,346,221,682	56,811,792,661
剰余金増加額又は欠損金減少額		32,843,399,383	33,644,161,384
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		32,843,399,383	33,644,161,384
剰余金減少額又は欠損金増加額		39,864,236,753	22,485,598,593
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		39,864,236,753	22,485,598,593
分配金		705,861,906	565,122,244
期末剰余金又は期末欠損金 ()		56,811,792,661	46,186,473,826

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、2024年7月26日から2025年1月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第24期 特定期間 (2024年7月25日現在)	第25期 特定期間 (2025年1月27日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数 62,620,813,988 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 50,376,729,582 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 56,811,792,661 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 46,186,473,826 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.0928 円 (1万口当たり純資産額 928 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.0832 円 (1万口当たり純資産額 832 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別 項 目	第 24 期 特定期間 (自 2024 年 1 月 26 日 至 2024 年 7 月 25 日)	第 25 期 特定期間 (自 2024 年 7 月 26 日 至 2025 年 1 月 27 日)
分配金の計算過程	<p>2024 年 1 月 26 日から 2024 年 2 月 26 日までの計算期間末における分配対象金額 6,046,994,952 円 (1 万口当たり 1,135 円) のうち、106,512,235 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> <p>2024 年 2 月 27 日から 2024 年 3 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 6,492,138,896 円 (1 万口当たり 1,135 円) のうち、114,361,445 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> <p>2024 年 3 月 26 日から 2024 年 4 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 6,649,461,303 円 (1 万口当たり 1,134 円) のうち、117,175,225 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> <p>2024 年 4 月 26 日から 2024 年 5 月 27 日までの計算期間末における分配対象金額 6,850,486,829 円 (1 万口当たり 1,133 円) のうち、120,880,195 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> <p>2024 年 5 月 28 日から 2024 年 6 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 6,895,542,240 円 (1 万口当たり 1,133 円) のうち、121,691,179 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> <p>2024 年 6 月 26 日から 2024 年 7 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 7,092,843,926 円 (1 万口当たり 1,132 円) のうち、125,241,627 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>	<p>2024 年 7 月 26 日から 2024 年 8 月 26 日までの計算期間末における分配対象金額 6,643,656,577 円 (1 万口当たり 1,132 円) のうち、117,350,299 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> <p>2024 年 8 月 27 日から 2024 年 9 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 6,819,877,676 円 (1 万口当たり 1,132 円) のうち、120,415,879 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> <p>2024 年 9 月 26 日から 2024 年 10 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 6,957,846,452 円 (1 万口当たり 1,128 円) のうち、92,494,267 円 (1 万口当たり 15 円) を分配金額としております。</p> <p>2024 年 10 月 26 日から 2024 年 11 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 6,120,462,751 円 (1 万口当たり 1,128 円) のうち、81,374,699 円 (1 万口当たり 15 円) を分配金額としております。</p> <p>2024 年 11 月 26 日から 2024 年 12 月 25 日までの計算期間末における分配対象金額 5,981,926,355 円 (1 万口当たり 1,151 円) のうち、77,922,006 円 (1 万口当たり 15 円) を分配金額としております。</p> <p>2024 年 12 月 26 日から 2025 年 1 月 27 日までの計算期間末における分配対象金額 5,822,839,858 円 (1 万口当たり 1,155 円) のうち、75,565,094 円 (1 万口当たり 15 円) を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第 24 期 特定期間 (自 2024 年 1 月 26 日 至 2024 年 7 月 25 日)	第 25 期 特定期間 (自 2024 年 7 月 26 日 至 2025 年 1 月 27 日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第 24 期 特定期間 (2024 年 7 月 25 日現在)	第 25 期 特定期間 (2025 年 1 月 27 日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 24 期 特定期間 (自 2024 年 1 月 26 日 至 2024 年 7 月 25 日)	第 25 期 特定期間 (自 2024 年 7 月 26 日 至 2025 年 1 月 27 日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第 24 期 特定期間 (自 2024 年 1 月 26 日 至 2024 年 7 月 25 日)	第 25 期 特定期間 (自 2024 年 7 月 26 日 至 2025 年 1 月 27 日)
期首元本額		54,790,990,222 円	62,620,813,988 円
期中追加設定元本額		44,310,811,827 円	24,690,541,583 円
期中一部解約元本額		36,480,988,061 円	36,934,625,989 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第 24 期 特定期間 (自 2024 年 1 月 26 日 至 2024 年 7 月 25 日)

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	321,896,138 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	321,896,138 円

第 25 期 特定期間 (自 2024 年 7 月 26 日 至 2025 年 1 月 27 日)

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,552,356 円
親投資信託受益証券	2,281 円
合計	7,554,637 円

3 デリバティブ取引関係

第 24 期 特定期間 (自 2024 年 1 月 26 日 至 2024 年 7 月 25 日)

該当事項はありません。

第 25 期 特定期間（自 2024 年 7 月 26 日 至 2025 年 1 月 27 日）
該当事項はありません。

（ 4 ）【 附 属 明 細 表 】

有 価 証 券 明 細 表

a . 株 式

該 当 事 項 は あ り ま せ ン 。

b . 株 式 以 外 の 有 価 証 券

（ 2025 年 1 月 27 日 現 在 ）

種 類	銘 柄	券 面 総 額	評 価 額 (円)	備 考
投 資 信 託 受 益 証 券	UBS ユニバーサル・トラス ト (ケイマン) 豪州高 配 当 株 ・ ツ イン ファン ド	5,034,904.16	4,062,261,374	
合 計		5,034,904.16	4,062,261,374	

（ 注 ） 投 資 信 託 受 益 証 券 に お け る 券 面 総 額 欄 の 数 値 は 、 証 券 数 を 表 示 し て お り ま す 。

（ 2025 年 1 月 27 日 現 在 ）

種 類	銘 柄	券 面 総 額	評 価 額 (円)	備 考
親 投 資 信 託 受 益 証 券	T & D マネープールマザ ーファン	22,818,631	23,135,809	
合 計		22,818,631	23,135,809	

（ 注 ） 親 投 資 信 託 受 益 証 券 に お け る 券 面 総 額 欄 の 数 値 は 、 口 数 を 表 示 し て お り ま す 。

デ リ バ テ ィ ブ 取 引 及 び 為 替 予 約 取 引 の 契 約 額 等 及 び 時 価 の 状 況 表

該 当 事 項 は あ り ま せ ン 。

(参考) UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - 豪州高配当株・ツイン ファンドの状況

作成基準日：2024年7月31日

(1) 株式現物

業種	銘柄名	株数	評価額(円)	比率(%)
INSURANCE	MEDIBANK PRIVATE LTD	682,857.00	267,024,057.77	5.56
TELECOMMUNICATIONS	TELSTRA GROUP LTD	678,354.00	262,597,245.04	5.46
BANKS	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	83,939.00	239,578,301.24	4.99
TRANSPORTATION	AURIZON HOLDINGS LTD	653,498.00	238,849,730.79	4.97
REITS	SCENTRE GROUP	624,304.00	212,844,849.68	4.43
INSURANCE	QBE INSURANCE GROUP LTD	111,320.00	197,746,669.29	4.12
INSURANCE	SUNCORP GROUP LTD	100,414.00	175,709,701.32	3.66
PIPELINES	APA GROUP	205,014.00	159,330,000.00	3.32
MINING	BHP GROUP LTD	38,281.00	159,096,708.59	3.31
BANKS	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	39,973.00	151,518,799.37	3.15
COMMERCIAL SERVICES	ATLAS ARTERIA	288,084.00	148,315,991.35	3.09
FOOD	COLES GROUP LTD	73,551.00	130,799,086.26	2.72
ELECTRIC	AGL ENERGY LTD	127,407.00	129,935,612.10	2.70
COMMERCIAL SERVICES	TRANSURBAN GROUP	94,824.00	121,208,512.48	2.52
ENGINEERING&CONSTRUCTION	VENTIA SERVICES GROUP PTY LT	235,889.00	101,744,223.82	2.12
OIL&GAS	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	34,877.00	94,577,048.54	1.97
LEISURE TIME	FLIGHT CENTRE TRAVEL GROUP L	42,156.00	91,991,035.57	1.91
REITS	VICINITY CENTRES	439,272.00	91,065,427.39	1.90
ENTERTAINMENT	LOTTERY CORP LTD/THE	184,286.00	89,988,349.38	1.87
BANKS	MACQUARIE GROUP LTD	4,303.00	88,698,113.58	1.85
BANKS	WESTPAC BANKING CORP	29,881.00	87,488,091.96	1.82
COMMERCIAL SERVICES	BRAMBLES LTD	56,915.00	87,010,945.18	1.81
INSURANCE	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	117,786.00	85,637,296.13	1.78
FOOD	WOOLWORTHS GROUP LTD	25,123.00	85,158,528.20	1.77
RETAIL	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	167,911.00	79,022,763.80	1.64
RETAIL	JB HI-FI LTD	11,249.00	76,979,057.77	1.60
DIVERSIFIED FINAN SERV	INSIGNIA FINANCIAL LTD	275,189.00	74,894,235.61	1.56
ENGINEERING&CONSTRUCTION	DOWNER EDI LTD	151,485.00	74,269,026.33	1.55
BANKS	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	5,277.00	71,284,607.00	1.48
MEDIA	NINE ENTERTAINMENT CO HOLDIN	496,389.00	70,961,485.56	1.48
REITS	GPT GROUP	153,528.00	69,840,306.54	1.45
RETAIL	WESFARMERS LTD	9,282.00	67,166,368.64	1.40
BEVERAGES	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	123,922.00	66,843,366.08	1.39
PACKAGING&CONTAINERS	ORORA LTD	332,470.00	66,637,728.43	1.39
RETAIL	ELDERS LTD.	69,903.00	65,383,823.93	1.36
MINING	SOUTH32 LTD	210,775.00	63,576,267.44	1.32
REITS	STOCKLAND	130,440.00	58,953,035.96	1.23
OIL&GAS	AMPOL LTD	17,590.00	57,844,104.93	1.20
DIVERSIFIED FINAN SERV	PERPETUAL LTD	26,529.00	57,786,198.66	1.20
ENGINEERING&CONSTRUCTION	WORLEY LTD	33,513.00	49,983,035.96	1.04
BANKS	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	39,702.00	48,720,571.82	1.01
AUTO PARTS&EQUIPMENT	AMOTIV LTD	31,513.00	33,469,790.73	0.70
COMMERCIAL SERVICES	IPH LTD	49,305.00	29,695,387.11	0.62
MISCELLANEOUS MANUFACTUR	GWA GROUP LTD	66,006.00	17,185,684.81	0.36
合計		7,374,286.00	4,698,411,172.14	97.77

(2) スワップ

想定元本額	評価額
50,411,162.00	△ 86,453,805.27

(注) 日付は現地基準です。

(参考) T & Dマネープールマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「T & Dマネープールマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(2024年7月25日現在)	(2025年1月27日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		98,359,323	93,013,728
国債証券		147,488,952	147,430,665
未収利息		140	1,155
流動資産合計		245,848,415	240,445,548
資産合計		245,848,415	240,445,548
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本		242,596,156	237,149,264
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		3,252,259	3,296,284
元本等合計		245,848,415	240,445,548
純資産合計		245,848,415	240,445,548
負債純資産合計		245,848,415	240,445,548

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から 1 年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>
<p>2 費用・収益の計上基準</p>	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

(2024年7月25日現在)		(2025年1月27日現在)	
<p>1 計算期間の末日における受益権の総数</p> <p style="text-align: right;">242,596,156 口</p>	<p>1 計算期間の末日における受益権の総数</p> <p style="text-align: right;">237,149,264 口</p>		
<p>2 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額</p> <p style="text-align: right;">1 口当たり純資産額 1.0134 円 (1 万口当たり純資産額 10,134 円)</p>	<p>2 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額</p> <p style="text-align: right;">1 口当たり純資産額 1.0139 円 (1 万口当たり純資産額 10,139 円)</p>		

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	対象年月日 (2024年7月25日現在)	(2025年1月27日現在)
期首元本額	242,596,156 円	242,596,156 円
期中追加設定元本額	- 円	493,243 円
期中一部解約元本額	- 円	5,940,135 円
期末元本額	242,596,156 円	237,149,264 円
元本の内訳*		
エマージング債券投信(円コース)毎月分配型	5,339,572 円	5,339,572 円
エマージング債券投信(円コース)年2回決算型	1,731,068 円	1,731,068 円
エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	6,489,753 円	6,489,753 円
エマージング債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	664,851 円	664,851 円
エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	50,273,085 円	50,273,085 円
エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	2,834,026 円	2,834,026 円
エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	614,593 円	614,593 円
エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	131,726 円	624,969 円
エマージング債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	187,231 円	- 円
T & D インド中小型株ファンド	69,040,591 円	69,040,591 円
エマージング債券投信(カナダドルコース)毎月分配型	555,674 円	555,674 円
エマージング債券投信(カナダドルコース)年2回決算型	71,774 円	32,310 円
エマージング債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	23,292,362 円	23,292,362 円
エマージング債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	3,988,327 円	3,988,327 円
エマージング債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	15,489,184 円	15,489,184 円

エマージング債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	2,464,915 円	2,464,915 円
エマージング債券投信(金コース)毎月分配型	3,974,765 円	3,974,765 円
エマージング債券投信(金コース)年2回決算型	2,773,196 円	2,773,196 円
米国リート・プレミアムファンド(毎月分配型)円ヘッジ・コース	1,653,709 円	1,653,709 円
米国リート・プレミアムファンド(毎月分配型)通貨プレミアム・コース	19,809,785 円	14,096,345 円
豪州高配当株ツインファンド(毎月分配型)	22,818,631 円	22,818,631 円
米国リート・プレミアムファンド(年2回決算型)マネープール・コース	88,475 円	88,475 円
エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型	6,884,550 円	6,884,550 円
エマージング債券投信(米ドルコース)年2回決算型	1,424,313 円	1,424,313 円
合計	242,596,156 円	237,149,264 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 2024 年 1 月 26 日 至 2024 年 7 月 25 日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	147,488,952 円	0 円
合計	147,488,952 円	0 円

(自 2024 年 7 月 26 日 至 2025 年 1 月 27 日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	147,430,665 円	0 円
合計	147,430,665 円	0 円

3 デリバティブ取引関係

(自 2024 年 1 月 26 日 至 2024 年 7 月 25 日)

該当事項はありません。

(自 2024 年 7 月 26 日 至 2025 年 1 月 27 日)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(2025年1月27日現在)

種類	銘柄	額面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第1273回国庫短期証券	147,500,000	147,430,665	
合計		147,500,000	147,430,665	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年2月28日現在)

資産総額	4,014,560,552 円
負債総額	45,405,098 円
純資産総額 (-)	3,969,155,454 円
発行済数量	48,893,272,837 口
1単位当たり純資産額 (/)	0.0812 円

(参考) T & D マネープールマザーファンド

資産総額	240,528,171 円
負債総額	- 円
純資産総額 (-)	240,528,171 円
発行済数量	237,149,264 口
1単位当たり純資産額 (/)	1.0142 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換についての手続き、取扱場所等

ありません。

2．受益者に対する特典

ありません。

3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年2月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会(原則月1回開催)において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2025年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2025 年 2 月末日現在、275 本であり、その純資産総額の合計は 1,062,551 百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	126 本	538,085 百万円
単位型株式投資信託	96 本	365,326 百万円
単位型公社債投資信託	53 本	159,140 百万円
合計	275 本	1,062,551 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月4日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金・預金			5,087,551		5,243,788
2. 前払費用			75,321		84,385
3. 未収入金			76,043		11
4. 未収委託者報酬			691,691		786,210
5. 未収運用受託報酬			354,878		372,799
6. その他			24,468		28,389
流動資産計			6,309,954		6,515,585
固定資産					
1. 有形固定資産			65,997		80,377
(1) 建物	1	61,571		58,177	
(2) 器具備品	1	4,335		22,132	
(3) その他	1	89		67	
2. 無形固定資産			66,210		59,615
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		59,829		51,914	
(3) ソフトウェア仮勘定		3,518		4,837	
3. 投資その他の資産			471,050		377,814
(1) 投資有価証券		161,600		73,082	
(2) 長期差入保証金		90,675		94,383	
(3) 繰延税金資産		205,341		201,452	
(4) 長期前払費用		13,432		8,896	
固定資産計			603,258		517,807
資産合計			6,913,213		7,033,392

区分	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			526		8,230
2. 未払金			271,941		313,073
(1) 未払収益分配金		2,477		2,477	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		219,122		253,964	
(4) その他未払金		50,339		56,629	
3. 未払費用			399,233		383,553
4. 未払法人税等			10,104		37,418
5. 未払消費税等			34,659		47,112
6. 賞与引当金			198,672		217,291
7. 役員賞与引当金			6,500		9,000
流動負債計			921,637		1,015,679
固定負債					
1. 退職給付引当金			459,728		458,579
2. 役員退職慰労引当金			23,380		9,625
固定負債計			483,109		468,204
負債合計			1,404,746		1,483,883
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			4,128,773		4,160,606
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		815,983		847,816	
株主資本計			5,506,441		5,538,274
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価 差額金			2,025		11,234
評価・換算差額等計			2,025		11,234
純資産合計			5,508,466		5,549,509
負債・純資産合計			6,913,213		7,033,392

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			3,589,974		3,815,873
2. 運用受託報酬			1,352,459		1,371,210
3. 投資助言報酬			10,000		10,000
4. その他営業収益			26,574		30,018
営業収益計			4,979,008		5,227,102
営業費用					
1. 支払手数料			1,214,944		1,314,653
2. 広告宣伝費			380		449
3. 調査費			1,531,036		1,462,653
(1) 調査費		81,751		78,433	
(2) 委託調査費		1,022,173		938,128	
(3) 情報機器関連費		426,284		445,204	
(4) 図書費		827		887	
4. 委託計算費			194,939		202,225
5. 営業雑経費			94,488		87,513
(1) 通信費		8,024		8,752	
(2) 印刷費		76,071		68,725	
(3) 協会費		5,634		5,403	
(4) 諸会費		4,758		4,632	
営業費用計			3,035,789		3,067,495
一般管理費					
1. 給料			1,187,234		1,182,195
(1) 役員報酬		49,917		49,713	
(2) 給料・手当		1,067,224		1,064,091	
(3) 賞与		70,092		68,391	
2. 法定福利費			194,915		202,434
3. 退職金			3,999		3,089
4. 福利厚生費			4,828		3,982
5. 交際費			529		671
6. 寄付金			79		21
7. 旅費交通費			4,732		4,865
8. 事務委託費			110,489		108,634
9. 租税公課			78,199		75,603
10. 不動産賃借料			156,478		156,478
11. 退職給付費用			54,858		55,316
12. 役員退職慰労引当金繰入			3,282		2,800
13. 賞与引当金繰入			198,672		217,291
14. 役員賞与引当金繰入			6,500		9,000
15. 固定資産減価償却費			29,715		34,022
16. 諸経費			47,236		48,013
一般管理費計			2,081,750		2,104,422
営業利益又は営業損失()			138,531		55,185

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			953		952
2. 受取利息			34		31
3. 為替差益			3,804		-
4. 助成金収入			500		500
5. 受取補償金			12,514		-
6. 雑収入			2,537		590
営業外収益計			20,343		2,074
営業外費用					
1. 為替差損			-		9,366
2. 支払補償金			12,514		-
3. 損失補填金			1,870		-
4. 雑損失			676		171
営業外費用計			15,061		9,537
経常利益又は経常損失()			133,248		47,722
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			337		12,192
特別利益計			337		12,192
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		50		251
2. 投資有価証券評価損			15,870		-
3. 投資有価証券売却損			184,477		2,551
特別損失計			200,397		2,802
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()			333,309		57,112
法人税、住民税及び事業税			73,742		25,455
法人税等調整額			8,130		175
当期純利益又は 当期純損失()			251,436		31,832

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金	利益 剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						2,000,460	2,000,460	2,000,460
当期純利益又は 当期純損失()						251,436	251,436	251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,251,896	2,251,896	2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	45,578	45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			2,000,460
当期純利益又は当期純損失 ()			251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	47,604	47,604	47,604
当期変動額合計	47,604	47,604	2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		利益 準備金	その他利益剰余金		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益又は 当期純損失()						31,832	31,832	31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失 ()			31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	9,209	9,209	9,209
当期変動額合計	9,209	9,209	41,042
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,010千円 器具備品 175,839千円 その他 807千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 82,734千円 器具備品 130,925千円 その他 829千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 0千円 ソフトウェア 50千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 9千円 ソフトウェア 241千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- 1) 配当金の総額 2,000,460千円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 1,848.00円
- 4) 基準日 2022年3月31日
- 5) 効力発生日 2022年6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	131,400	131,400	-
資産計	131,400	131,400	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,087,551	-	-
未収委託者報酬	691,691	-	-
未収運用受託報酬	354,878	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

当事業年度（2024年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	42,882	42,882	-
資産計	42,882	42,882	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,243,788	-	-
未収委託者報酬	786,210	-	-
未収運用受託報酬	372,799	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	-
合計	6,432,861	12,819	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	131,400	-	131,400
資産計	-	131,400	-	131,400

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	42,882	-	42,882
資産計	-	42,882	-	42,882

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2023年3月31日）

1．その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）その他	107,336	102,994	4,342
	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）その他	24,063	25,487	1,423
	小計	24,063	25,487	1,423
合計		131,400	128,481	2,919

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円（その他有価証券15,870千円）減損処理を行っております。

当事業年度（2024年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）その他	37,430	20,089	17,340
	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）その他	5,451	6,599	1,147
	小計	5,451	6,599	1,147
合計		42,882	26,689	16,193

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1. 委託者報酬	3,589,974	3,815,873
2. 運用受託報酬	1,352,459	1,371,210
3. 投資助言報酬	10,000	10,000
4. その他営業収益	26,574	30,018
合計	4,979,008	5,227,102

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	467,064千円
退職給付費用	40,539千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>47,875千円</u>
退職給付引当金の期末残高	459,728千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>459,728千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>459,728千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>459,728千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>459,728千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	45,387千円
----------------	----------

(注) 退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,470千円
--------------	---------

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	459,728千円
退職給付費用	42,636千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>43,785千円</u>
退職給付引当金の期末残高	458,579千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>458,579千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>458,579千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>458,579千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>458,579千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	46,017千円
----------------	----------

(注) 退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,299千円
--------------	---------

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
	(単位 : 千円)	(単位 : 千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金 (注 1)	17,751	14,253
賞与引当金	60,833	66,534
未払社会保険料	9,919	11,064
未払事業税	2,392	4,994
退職給付引当金	147,927	143,364
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他	23,270	24,800
小計	277,157	280,072
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	12,451	14,201
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	58,469	59,459
評価性引当額小計	70,921	73,661
繰延税金資産計	206,235	206,411
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	893	4,958
繰延税金負債計	893	4,958
繰延税金資産の純額	205,341	201,452

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	17,751	17,751
評価性引当額	-	-	12,451	12,451
繰延税金資産	-	-	5,300	5,300

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金17,751千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	14,253	14,253
評価性引当額	-	-	14,201	14,201
繰延税金資産	-	-	52	52

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金14,254千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年3月31日）

当事業年度（2024年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

法定実効税率	30.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 %
住民税均等割	4.0 %
評価性引当額の増減	4.7 %
所得税額控除	1.4 %
その他	0.7 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2 %

3. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

（関連当事者との取引）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算制度に伴う受領予定額(*)	76,032	未収入金	76,032

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算制度に伴う支払予定額(*)	124	未払金	124

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約(*)	556,407	未収運用受託報酬	146,724

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約(*)	589,853	未収運用受託報酬	161,495

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス (東京証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	5,088.65円	1株当たり純資産額	5,126.56円
1株当たり当期純損失()	232.27円	1株当たり当期純利益	29.40円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式調整後1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純損失()(千円)	251,436	当期純利益(千円)	31,832
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る 当期純損失()(千円)	251,436	普通株式に係る当期純利益(千円)	31,832
普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082	普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月2日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	当中間会計期間 (2024年9月30日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 現金・預金			4,980,688
2. 前払費用			128,535
3. 未収入金			11,035
4. 未収委託者報酬			791,756
5. 未収運用受託報酬			478,372
6. その他			20,812
流動資産計			6,411,201
固定資産			
1. 有形固定資産			99,357
(1) 建物	1	55,825	
(2) 器具備品	1	43,472	
(3) その他	1	58	
2. 無形固定資産			56,221
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		43,809	
(3) ソフトウェア仮勘定		9,549	
3. 投資その他の資産			397,132
(1) 投資有価証券		79,020	
(2) 長期差入保証金		91,736	
(3) 繰延税金資産		176,613	
(4) 長期前払費用		49,761	
固定資産計			552,711
資産合計			6,963,912

		当中間会計期間 (2024年9月30日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			594
2. 未払金			304,217
(1) 未払収益分配金		2,477	
(2) 未払償還金		2	
(3) 未払手数料		255,293	
(4) その他未払金		46,444	
3. 未払費用			401,962
4. 未払法人税等			13,664
5. 未払消費税等	2		42,355
6. 賞与引当金			139,226
7. 役員賞与引当金			4,500
流動負債計			906,521
固定負債			
1. 退職給付引当金			459,404
2. 役員退職慰労引当金			10,975
固定負債計			470,379
負債合計			1,376,900
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			4,192,604
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		879,813	
株主資本計			5,570,272
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			16,740
評価・換算差額等計			16,740
純資産合計			5,587,012
負債・純資産合計			6,963,912

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			1,992,396
2. 運用受託報酬			737,418
3. 投資助言報酬			5,010
4. その他営業収益			15,359
営業収益計			2,750,183
営業費用			
1. 支払手数料			706,132
2. 広告宣伝費			834
3. 調査費			723,366
(1) 調査費		37,044	
(2) 委託調査費		444,107	
(3) 情報機器関連費		241,757	
(4) 図書費		456	
4. 委託計算費			102,035
5. 営業雑経費			44,394
(1) 通信費		3,731	
(2) 印刷費		35,168	
(3) 協会費		2,822	
(4) 諸会費		2,671	
営業費用計			1,576,764
一般管理費			
1. 給料			621,720
(1) 役員報酬		25,206	
(2) 給料・手当		587,304	
(3) 賞与		9,209	
2. 法定福利費			104,188
3. 退職金			1,209
4. 福利厚生費			2,235
5. 交際費			164
6. 旅費交通費			3,475
7. 事務委託費			48,276
8. 租税公課			36,605
9. 不動産賃借料			82,739
10. 退職給付費用			31,407
11. 役員退職慰労引当金繰入			1,350
12. 賞与引当金繰入			139,226
13. 役員賞与引当金繰入			4,500
14. 固定資産減価償却費	1		20,619
15. 諸経費			26,679
一般管理費計			1,124,398
営業利益			49,020

		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			981
2. 受取利息			307
3. 雑収入			227
営業外収益計			1,517
営業外費用			
1. 為替差損			3,297
2. 雑損失			480
営業外費用計			3,778
經常利益			46,758
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			277
特別利益計			277
特別損失			
1. 投資有価証券評価損			2,153
2. 投資有価証券売却損			17
特別損失計			2,170
税引前中間純利益			44,865
法人税、住民税及び事業税			9,542
法人税等調整額			22,409
中間純利益			31,997

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当中間期変動額								
中間純利益						31,997	31,997	31,997
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	31,997	31,997	31,997
当中間期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	879,813	4,192,604	5,570,272

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509
当中間期変動額			
中間純利益			31,997
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,505	5,505	5,505
当中間期変動額合計	5,505	5,505	37,503
当中間期末残高	16,740	16,740	5,587,012

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間期間末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2024年 9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
	建物 85,456千円
	器具備品 134,885千円
	その他 838千円
2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	
1	固定資産の減価償却実施額は次のとおりであります。
	有形固定資産 10,458千円
	無形固定資産 10,160千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (千株)	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません(注1)参照)。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	48,820	48,820	-
資産計	48,820	48,820	-

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 2024年9月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	-	48,820	-	48,820
資産計	-	48,820	-	48,820

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間(2024年9月30日)

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	44,829	20,697	24,131
	小計	44,829	20,697	24,131
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,991	3,994	2
	小計	3,991	3,994	2
合計		48,820	24,692	24,128

2. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、投資有価証券について2,153千円(その他有価証券の投資信託2,153千円)減損処理を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1. 委託者報酬	1,992,396
2. 運用受託報酬	737,418
3. 投資助言報酬	5,010
4. その他営業収益	15,359
合計	2,750,183

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	403,590

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	5,161円21銭
1株当たり中間純利益	29円55銭
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益(千円)	31,997
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	31,997
普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 2．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 3．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5．上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

豪州高配当株ツイン α ファンド（毎月分配型）

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国投資信託証券である UBS ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II - 豪州高配当株・ツイン α ファンドおよび国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 外国投資信託証券を通じて、実質的に豪州の金融商品取引所に上場している株式および投資信託証券（不動産投資信託を含む。）へ主に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、株式オプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。

② 外国投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への直接投資は行いません。

④ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。
- (3) 原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては売買益（評価益を含みます。）が中心となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。
- (4) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託
豪州高配当株ツインαファンド（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 508,419,655 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2026 年 4 月 27 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 508,419,655 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割しま

す。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、

1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金の再投資をする場合の受益権の売却価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、申込日または申込日の翌営業日がオーストラリアの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）、シドニーの銀行およびメルボルンの銀行のいずれかの休業日（オーストラリアの証券取引所は半休日を含むものとし、以下「申込不可日」といいます。）の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また

は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、外国投資信託証券である UBS ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II- 豪州高配当株・ツインα ファンドおよび T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信託銀行株式会社を受託者として締結された T & D マネープールマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとしします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとしします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券および外国投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もし

くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から2012年10月25日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息

(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 133 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第 32 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下

同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、
- また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金について第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第33条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします。）に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する

場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合

の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用状況にかかる情報の提供)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に事項にかかる情報を電磁的方法により受益者に提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2012 年 8 月 31 日

委託者 T & D アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社